

十九八七

六五四

三二一

〇財務省個人向け国債の発行等に関する省令(平成二十八号)第四条第十三項の規定に

用の利子の以適後	利子の期利子格	利価の日	発行の単位	振替面金	最低額	発行額	用等の法項の適	法律及ぼの根拠とその適	名稱及び記	年號	基づき、平成十五年三月二十五日	財務省告示第百二十八号
----------	---------	------	-------	------	-----	-----	---------	-------------	-------	----	-----------------	-------------

た子年、計當發算行期から開償還ままでに期間が	年額面成・○額・九百円セント百円	平成十・十五年三月にセント百円による利	するの記載又は倍の記録による低額も面と	額の記定による最も面簿	振替法の規定による振替口座	一百萬六千五百億千	額替機関は受領で日本銀行は百三十十五億千	適用振替法の振替に三十の規定。そ振の下	社債等の振替法とし、の号。律の定以	個人向財務大臣正十郎	十年(第一回)に三十一年(第一次)法律第六	個人向財務大臣塩川正十郎
	○面成十・○額・九百円セント百円	るの記載又は倍の記録による利	額の記定による最も面簿	振替法の規定による振替口座	一百萬六千五百億千	額替機関は受領で日本銀行は百三十十五億千	適用振替法の振替に三十の規定。そ振の下	社債等の振替法とし、の号。律の定以	個人向財務大臣正十郎	十年(第一回)に三十一年(第一次)法律第六	個人向財務大臣塩川正十郎	

の取扱い

年三月十日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

額面金額+経過利子に相当する金額-買い取る日の直前の利子支払期及びその直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額の合計額

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が死亡したときは、その相続人は平成十六年三月十日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(一) 平成十五年九月十日から平成十六年三月十日前までの間の場合

額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額+経過利子に相当する金額)

(二) 平成十五年九月十日前の場合

額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額

十九 元利金支払場所

日本銀行